

福岡市早良区ホームページ バナー広告掲載仕様書

○福岡市早良区ホームページ バナー広告について（令和7年度）

名 称	福岡市早良区ホームページ URL : https://www.city.fukuoka.lg.jp/sawara/index.html
内 容	福岡市早良区ホームページにバナー広告を掲載します。
広告掲載場所	日本語トップページ（下段固定）
広告掲載枠数	10 枠（広告掲載位置については別紙を参照） ※掲載位置の指定はできません。
広告掲載期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※年度途中で掲載を開始する場合は月を単位とし、当該年度末を掲載期間の末日とします。 ※メンテナンス等によりシステムが停止する期間も掲載期間に含みます。
掲載料	（1）枠単位での掲載料とし、掲載料は1年間あたり30,000円（消費税込み）です。 （2）年度途中で掲載を開始する場合は、1か月あたり2,500円（消費税込み）とし、当該年度末までの月数の合計金額とします。 （3）掲載料は、早良区が指定する日までに、指定の金融機関で納付書によりお支払いいただきます。 （4）広告掲載期間の途中で掲載を取り止められた場合でも、枠を確保しているため、当該年度末までの掲載料をお支払いいただきます。
アクセス件数	約23,012件／月（令和6年4月～令和6年12月の平均値であり、上記広告掲載期間のアクセス件数を保証するものではありません。）
セールスポイント	子育てや健康、福祉などのくらしの情報や、区の自然、イベント情報等を掲載しており、区内外からのアクセスが期待できるホームページです。

○広告の規格について 仕様書のとおり

○広告掲載について

「福岡市広告事業実施要綱」及び「福岡市広告事業実施要領」並びに「福岡市ネット広告ガイドライン」を遵守してください。

※ 区役所及び本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種又は事業者については掲載不可とする場合があります。

※ 各種法令に違反していると誤解を招くおそれのある表現をしているものについては、修正を依頼することがあります。

○申し込みについて

申し込み対象者	1. 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと 2. 市税の滞納がないこと 3. 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと 4. 行政指導を受け改善がなされていないものでないこと 5. 福岡市広告事業実施要領 第 5 「広告事業者の責務等」のほか、関連規定を遵守すること
申し込み方法と必要書類	以下の書類を問い合わせ先まで郵送または持参してください（電子メールでの提出不可）。1 枠の申し込みにつき 1 枚の申込書が必要です。 ● 広告掲載申込書（押印必要） ※市登録業者の方は登録番号を記入してください。添付書類の提出は不要です。 ※市登録業者以外の方は次の書類を併せて提出してください。 〈個人事業主・法人〉 ● 税滞納・暴力団排除に係る調査同意書 〈法人のみ〉 ● 商業登記簿謄本（原本） ※今年度発行の現在事項証明書または履歴事項全部証明書
その他	掲載期間終了後、同一の広告主が引き続き広告枠を使用する場合、商業登記簿謄本の提出は、3 年に一度とします。申込書・同意書の提出は毎年必要です。
申し込み期限	掲載開始日の 1 ヶ月前まで
入稿期限	掲載開始日の 2 週間前まで

【問い合わせ先】

早良区総務部企画課 広報相談係

〒814-8501 福岡市早良区百道二丁目 1-1

Tel : 092-833-4307 / FAX : 092-846-2864

電子メール : kikaku.SWO@city.fukuoka.lg.jp

令和7年度福岡市早良区ホームページ広告掲載に関する仕様書

1 広告掲載に関する仕様

(1) 概要

①所管

福岡市早良区総務部企画課

②広告スペース

早良区トップページ（下段固定） 1 枠（広告掲載位置については別紙参照）

※アクセス数 約 23,012 件／月（令和6年4月～令和6年12月の平均値）

③掲載期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 広告掲載内容

画像で表示された情報とし、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するもの。

①広告の大きさ・種類

バナーのサイズ（横×縦）：140px × 60px

ファイルの種類：「GIF」、「JPG」または「PNG」

ファイルの容量：1バナーにつき150KB以内とする。

②制作上の注意

- ・ 広告バナーファイルの作成に際しては、ウェブアクセシビリティにかかる JIS 基準（JIS X 8341-3:2016）の AA に準拠させること。特に、文字と背景のコントラスト比の確保やアニメーション GIF の使用（5秒以内で停止）等には注意すること。
- ・ バナーは、広告主サイトへの直接リンクとすることし、バナー広告のリンク先から、市のリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているものは不可。
- ・ alt 属性は、alt 属性としての用途を著しく逸脱しないこと、画像の内容やリンク先を説明するものであること、会社名や施設名、店舗名などを表示することとする。また、バナー画像の中に含まれている文字を使う場合は、テキストの長さは全体として適切な長さになっていること。
- ・ 「福岡市広告事業実施要綱」、「福岡市広告事業実施要領」及び「福岡市ネット広告表現ガイドライン」に則ること。
- ・ 広告掲載にあたっては、掲載の2週間前までに「福岡市ホームページ広告バナー掲載承認願兼検査調書」を提出し、承認を得ること（令和7年4月1日掲載分を除く）。広告原稿については、内容等に関する承認を受け、完全版下（データ）で早良区企画課に納品する。

2 その他

- ・ 広告掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、早良区企画課と協議すること。
- ・ 広告掲載内容については、広告主の責任とし、福岡市は責任を負わない。
- ・ ホームページについては、現在のレイアウト・デザインから一部変更する可能性がある（広告枠は除く）。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで